

「恵庭市国際化推進アクションプラン」進捗状況調査について〈概要書〉

1. 目的

恵庭市では、平成18年に「恵庭市国際化の指針」を策定、平成29年3月に「恵庭市国際化の指針【改訂版】」を策定し、本指針に基づき、行政、市民、企業、国際交流団体がそれぞれの役割を担い国際化を進めている。

一方、「恵庭市国際化推進アクションプラン」は平成30年度から令和7年度（第5期恵庭市総合計画内）までの間、「恵庭市国際化の指針」の具体的な取り組みについて示すもので、実施期間を前期（4年）と後期（4年）に分けて進捗管理を行うこととしている。

令和3年度末で実施期間の前期を経過したため、関係部署及び市内国際交流団体などからの報告に基づきアクションプランの進捗確認・効果検証を行い、その結果を関係者にフィードバックすることで、効果的なアクションプラン後期の遂行に繋げることを目的とする。

2. 調査過程

7月	・庁議報告 ・全課を対象とした進捗調査
8月～9月	・庁内進捗状況取りまとめ
10月	・調査報告書(案)の作成、
11月	・市内国際交流団体、多文化共生のまちづくり連絡協議会構成団体へ報告書内容の確認及び活動状況提供依頼
12月	・調査報告書の内容確定・報告 ・市内国際交流団体等への報告書の送付



3. 調査結果

調査の結果概要を以下に示す。

● 目指す姿1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

異文化理解の促進、多言語化の取り組み、外国人相談体制整備などの様々な取り組みが確認できた。これらの取り組みを継続するとともに、専門的分野に関しては外部組織との連絡体制を活用し、また外国人からニーズ把握などを行い、効率的・効果的に進めることが必要。

● 目指す姿2 豊かな国際化を育む人づくり

市民向けの外国語学習機会の提供や交流事業など、多種多様な取り組みが確認できた。これらの取り組みをとおして、グローバル化社会で必要となる「異文化適応力」「コミュニケーション能力」「課題解決力」の育成に繋がったものと推測する。

- **目指す姿3 海外都市・人との交流から広がる国際化**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前には、数々の取り組みが確認できた。一方、感染症拡大の影響を最も受けたテーマの一つであり、従前の国際交流の方法での活動が出来なくなる期間があった。そのような状況でも在住外国人を対象とした交流実績も確認されたことは、本市において国際交流が浸透した結果だと考えられる。

- **目指す姿4 観光・産業を通じて世界に魅力発信**

日本国政府は2030年までに訪日外国人旅行者数6000万人を目標にし、旅行者の受け入れ環境整備を推進している。地域の発展のためには、引き続き恵庭市の観光産業を国内外へアピールするとともに受け入れ体制を整える必要がある。

- **その他:アクションプランの指標設定などについて**

それぞれの実施主体(行政、市民団体など)によって理念・方針・活動頻度が異なること、数値などには表れないような活動効果があることを鑑みると、本アクションプランの進捗を数値などの指標を用いて画一的に計ることは困難。そのため、現時点では指標設定を行わないこととする。ただし、行政、市民、企業、国際交流団体などが一丸となって国際化を推進するためには、今後は進捗を確認できるような表現方法を模索し、且つ関係者に情報提供をすることが望ましい。

4. 現状と今後

令和3年度末時点で国内の在留外国人数は276万人、また令和3年10月末で約173万人の外国人が就労している。全人口の約2%が外国人という状況の中で、普段の暮らしの中でも外国人との接点も多くなり、相互理解を基本とした多文化共生社会の推進が必要。

恵庭市においては、令和4年8月末で外国籍市民は531名。本アクションプランを開始した平成30年4月1日を基準にすると、その数は約1.6倍。一方、約半数が「技能実習」や「特定技能」の在留資格のため、現時点では外国人の人口動態は流動的。

賃金の課題や、他国との外国人材獲得競争により、実習・就労目的で来日する外国人材数は限定的になる可能性がある。そのため、外国人にも恵庭市を選択してもらえるよう「恵庭宣言」にあるとおり「相互理解とコミュニティ」、「長い目で見た継続的な実践」を念頭に「誰もが快適に暮らせるまちづくり」を進める。